



発行 新潟県

第1号

令和2年1月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 1 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則（畜産課）

告 示

- 1 救急病院等からの申出事項変更届（医務薬事課）
- 2 救急病院等の申出撤回（医務薬事課）
- 3 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 4 保安林の指定解除予定（治山課）
- 5 道路の区域変更（道路管理課）
- 6 道路の供用開始（道路管理課）
- 7 道路の区域変更（道路管理課）
- 8 道路の供用開始（道路管理課）
- 9 道路の区域変更（道路管理課）
- 10 道路の供用開始（道路管理課）
- 11 道路の区域変更（道路管理課）
- 12 道路の供用開始（道路管理課）
- 13 道路の区域変更（道路管理課）
- 14 道路の供用開始（道路管理課）
- 15 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 16 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 17 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 18 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 19 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 20 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 21 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 22 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 23 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 24 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 25 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 26 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 27 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 28 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 29 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 30 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 31 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 32 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 33 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 34 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 35 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 36 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 37 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

- 38 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 39 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 40 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 41 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 42 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 43 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 44 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 45 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 46 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 47 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 48 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

公 告

予算の公表 (財政課)

企業局公告

一般競争入札の実施 (企業局施設課)

規 則

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則（昭和31年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>第1条 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定による手数料の額は、<u>農業保険法施行規則第117条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める1点の価額を定める件（平成30年10月農林水産省告示第2155号）</u>に定める1点の価額に、衛生検査等の内容に応じて<u>農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年10月農林水産省告示第2154号）A種の欄</u>に定める点数を乗じて得た額とする。</p> <p>第2条 条例第2条第2項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 遺伝子検査 1検体につき2,000円</u> (7) (略)</p>	<p>第1条 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定による手数料の額は、<u>農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件（昭和30年10月農林省告示第778号。以下「告示」という。）</u>に定める1点の価額に、衛生検査等の内容に応じて<u>告示A欄</u>に定める点数を乗じて得た額とする。</p> <p>第2条 条例第2条第2項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) (略) <u>(6) (略)</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する次の救急病院から、申出事項を変更する旨の届出があった。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	変更事項		変更年月日
五泉中央病院	新	五泉中央病院	令和元年12月1日
	旧	北日本脳神経外科病院	

	所在地	新	五泉市太田489番地1
		旧	五泉市太田440番地1

◎新潟県告示第2号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角英世

- 1 名称及び所在地
南部郷総合病院
五泉市村松1404番地1
- 2 申出の撤回年月日
令和元年12月2日

◎新潟県告示第3号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和2年1月7日から令和2年1月21日まで縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角英世

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県新潟市北区島見町259番地甲
有田 貞雄
新潟県新潟市北区太夫浜2000番地
斎藤 幸徳
新潟県新潟市北区太郎代184番地2
吉田 栄司
- 2 加入区 南浜加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新潟漁業協同組合

◎新潟県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年1月7日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市北区島見町字浜原1の22、1の410、1の412、1の415、1の416、1の418、1の419、1の421、1の434
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
港湾施設用地とするため

◎新潟県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市大湯温泉字小手沢571番1から	新	11.0～25.3メートル	25.1メートル
同市大湯温泉字小手沢571番1まで	旧	11.0～12.2メートル	25.1メートル

◎新潟県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市大湯温泉字小手沢571番1から同市大湯温泉字小手沢571番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月7日

◎新潟県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市小白倉卯1310番から	新	6.6～12.6メートル	89.9メートル
同市小白倉卯1299番1まで	旧	5.2～8.0メートル	90.5メートル

備考 路線の重用
 全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

十日町市小白倉卯1310番から	新	6.6～12.6メートル	89.9メートル
同市小白倉卯1299番1まで	旧	5.2～8.0メートル	90.5メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道403号と重用

◎新潟県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間
十日町市小白倉卯1310番から同市小白倉卯1299番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月7日

◎新潟県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市真田丙1498番1から	新	4.7～30.2メートル	119.9メートル
同市真田丙1532番2まで	旧	4.7～10.4メートル	119.9メートル

◎新潟県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 五十子平真田線
- 2 供用開始の区間
十日町市真田丙1498番1から同市真田丙1532番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月7日

◎新潟県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鯨波宮川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字曾地字水橋963番から	新	11.5～31.4メートル	199.9メートル
同市大字曾地字北田827番1まで	旧	7.4～30.0メートル	198.0メートル

◎新潟県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 鯨波宮川線
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字曾地字水橋963番から同市大字曾地字北田827番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月7日

◎新潟県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町高尾字屋地1349番1から	新	8.7～20.0メートル	80.4メートル
同市高柳町高尾字屋地1345番1まで	旧	5.4～20.0メートル	80.7メートル

◎新潟県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町高尾字屋地1349番1から同市高柳町高尾字屋地1345番1まで

3 供用開始の期日 令和2年1月7日

◎新潟県告示第15号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 下荒浜地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第16号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 福橋地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第17号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 福田地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第18号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 安江地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第19号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 上源入・下源入地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 横曽根・小猿屋・荒屋地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 三田新田地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 下門前・富岡地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 関川東部オフィスアルカディア地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第24号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 石橋地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第25号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 春日山地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第26号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 木田新田地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第27号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 大学前地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第28号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画(上越市決定)
名称 岩木地区地区計画
-

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）

名称 戸野目地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）

名称 子安鴨島地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）

名称 樋場新町地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）

名称 大貫地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 大貫・寺町地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 大和4地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 上中田地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 青木地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 和田地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 石沢・寺町地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 上箱井地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 南和田地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 犀潟駅南地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 下吉地区地区計画

- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日
新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 大日地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日
新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 土橋南地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日
新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 下門前・塩屋新田地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日
新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 上越妙高駅周辺地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画

の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 土橋東地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 大貫東地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

予算の公表について（公告）

令和元年12月20日新潟県議会において議決された令和元年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

令和元年度新潟県一般会計補正予算

令和元年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,000,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,281,001,716千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金	第2項 負担金	千円 5,784,921 4,085,314	千円 180 180	千円 5,785,101 4,085,494	
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金 第2項 国庫補助金	152,585,894 28,931,912 120,251,112	10,951,448 1,456 10,949,992	163,537,342 28,933,368 131,201,104	
第13款 諸収入	第5項 受託事業収入 第8項 雑収入	140,677,250 10,486,783 6,852,816	570,516 1,153 569,363	141,247,766 10,487,936 7,422,179	
第14款 県債	第1項 県債	281,530,000 281,530,000	6,478,000 6,478,000	288,008,000 288,008,000	
歳 入	合 計	1,263,001,572	18,000,144	1,281,001,716	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	千円 1,458,182	千円 △ 32,540	千円 1,425,642	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	29,365,776	△ 26,074	29,339,702	
	第2項 政 務 管 理 費	3,957,558	△ 17,384	3,940,174	
	第3項 政 務 統 計 調 査 費	13,813,072	△ 3,840	13,809,232	
	第4項 政 務 統 計 調 査 費	716,176	△ 196	715,980	
	第5項 政 務 統 計 調 査 費	7,317,863	△ 1,463	7,316,400	
	第7項 市 町 村 振 興 費	1,110,462	△ 187	1,110,275	
	第8項 人 事 委 員 会 費	145,883	△ 699	145,184	
	第8項 監 査 委 員 会 費	252,655	△ 2,305	250,350	
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	10,721,069	5,572	10,726,641	
	第2項 防 災 費	5,196,311	△ 2,679	5,193,632	
	第3項 環 境 企 画 費	3,886,676	9,474	3,896,150	
	第4項 環 境 対 策 費	561,532	△ 825	560,707	
	第5項 環 境 対 策 費	335,425	△ 195	335,230	
	第5項 環 境 対 策 費	741,125	△ 203	740,922	
第4款 福 祉 保 健 費		171,924,410	△ 9,249	171,915,161	

第5款 労働費	第1項 福祉保健費	24,892,277	△	7,442	24,884,835
	第2項 国保・福祉指導費	44,550,717	△	198	44,550,519
	第3項 医務薬事費	6,702,568	△	416	6,702,152
	第4項 医師・看護職員確保対策費	1,843,450	△	201	1,843,249
	第5項 高齢福祉保健費	41,450,274	△	211	41,450,063
	第6項 健康対策費	5,431,293		1,946	5,433,239
	第7項 生活衛生費	3,451,856	△	592	3,451,264
	第8項 障害福祉費	20,855,887	△	1,206	20,854,681
	第9項 児童家庭費	2,470,407	△	606	2,469,801
	第10項 少子化対策費	20,275,681	△	323	20,275,358
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	3,069,781	△	2,092	3,067,689
	第2項 労働雇用費	131,224	△	705	130,519
	第3項 職業能力開発費	550,550	△	162	550,388
第6款 産業費	第1項 職業能力開発費	2,388,007	△	1,225	2,386,782
	第1項 産業政策費	120,523,637		19,548	120,543,185
	第2項 創業・経営支援費	2,054,964	△	1,540	2,053,424
	第3項 産業振興費	102,649,524	△	273	102,649,251
	第4項 商業・地場産業振興費	2,401,536	△	2,264	2,399,272
	第5項 産業立地費	286,526	△	312	286,214
第6項 観光費	10,904,454	△	205	10,904,249	
		2,226,633		24,142	2,250,775

第7款 農業 林 水産 業 費	第1項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	94,866,473	799,217	95,665,690
	第2項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	4,264,832	△ 4,935	4,259,897
	第3項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	9,044,903	△ 197	9,044,706
	第4項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	1,742,878	△ 622	1,742,256
	第5項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	3,661,966	△ 675	3,661,291
	第6項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	358,817	△ 329	358,488
	第7項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	926,838	△ 1,484	925,354
	第8項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	5,411,820	△ 1,478	5,410,342
	第9項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	14,914,252	754,587	15,668,839
	第10項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	5,611,983	△ 1,444	5,610,539
	第11項 農業 農地	農業 農地	農業 農地	47,174,792	55,986	47,230,778
第8款 土木 業 費	第1項 土木 業	土木 業	土木 業	159,862,973	3,315,100	163,178,073
	第2項 土木 業	土木 業	土木 業	11,690,789	△ 6,535	11,684,254
	第3項 土木 業	土木 業	土木 業	65,453,446	861,138	66,314,584
	第4項 土木 業	土木 業	土木 業	30,798,658	1,201,082	31,999,740
	第5項 土木 業	土木 業	土木 業	16,903,487	1,263,568	18,167,055
	第6項 土木 業	土木 業	土木 業	6,829,110	△ 396	6,828,714
	第7項 土木 業	土木 業	土木 業	14,818,458	△ 741	14,817,717
第9款 警 察 業 費	第1項 警 察 業	警 察 業	警 察 業	52,865,068	△ 28,790	52,836,278
	第1項 警 察 業	警 察 業	警 察 業	48,578,164	△ 28,790	48,549,374

第10款 教 育 費	第1項 教 育 総 務 費 第2項 小 学 校 費 第3項 高 等 学 校 費 第4項 特 別 支 援 学 校 費 第9項 私 学 教 育 振 興 費	180,806,266 8,993,134 88,311,269 47,956,144 19,730,162 10,049,679	△ 132,278 △ 7,291 △ 100,877 △ 17,977 △ 5,950 △ 183	180,673,988 8,985,843 88,210,392 47,938,167 19,724,212 10,049,496
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 第4項 県 民 生 活 施 設 災 害 復 旧 費	8,879,694 2,381,311 6,497,110	14,091,730 5,290,542 8,695,462 105,726	22,971,424 7,671,853 15,192,572 105,726
歳 出	合 計	1,263,001,572	18,000,144	1,281,001,716

第2表 継続費補正 1 変更										
款	項	事業名	補		正		前		後	
			総額	千円	年度	割額	年度	割額	年度	割額
第8款 土木費	第2項 橋りょう費	県道佐渡一ノ瀬 緊急地方道路整備事業 (竹ヶ鼻トンネル)	3,800,000	千円	26	千円	2,630,777	千円	26	千円
					27	0			27	0
					28	230,906			28	230,906
					29	1,360,000			29	1,360,000
					30	990,000			30	990,000
					31	1,119,094			元	49,871
					32	100,000			2	0

第3表 債務負担行為補正 1 追加						
事 項	期 間	限 度	額	説 明		
新潟県立自然科学館管理協定	令和2年度から 令和8年度まで		2,112,410千円			
新潟県関戸キャンプ場管理協定	令和2年度から 令和6年度まで		3,780千円			
新潟県若草寮管理協定	令和2年度から 令和6年度まで		301,746千円			
県営漁港維持補修工事請負契約	令和2年度		2,000千円			
県営漁港整備工事請負契約	令和2年度		25,000千円			
県営漁港調査委託契約	令和2年度		10,000千円			
土砂災害緊急治山事業工事請負契約	令和2年度		20,000千円			
土砂災害緊急治山工事調査委託契約	令和2年度		10,000千円			
一般国道405号道路改良工事請負契約	令和2年度		80,000千円			
県道小千谷大和線緊急地方道路整備工事請負契約	令和2年度		85,000千円			
県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	令和2年度		170,000千円			

一般国道345号大月こ線橋橋りょう補修工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和2年度から 令和3年度まで	200,000千円	
除雪車購入契約	令和2年度	549,000千円	
一級河川伊田川広域河川改修工事請負契約	令和2年度	97,000千円	
浄土川通常砂防工事請負契約	令和2年度	70,000千円	
玉ノ木地区総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和2年度	80,000千円	
市野江地区総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和2年度	50,000千円	
中川原地区総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和2年度	50,000千円	
青島地区地すべり対策工事請負契約	令和2年度	60,000千円	
新潟県立島見緑地及び新潟県立聖籠緑地管理協定	令和2年度から 令和6年度まで	231,220千円	
新潟県鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清五郎ワールドカップ広場管理協定	令和2年度から 令和6年度まで	2,556,350千円	
新潟スタジアムネーミングライツ業務委託契約	令和2年度から 令和4年度まで	28,380千円	
橋りょう点検委託契約	令和2年度	150,000千円	
こ線橋点検委託契約	令和2年度	100,000千円	
こ線橋補修工事委託契約	令和2年度	150,000千円	

踏切拡幅工事委託契約	令和2年度	220,000千円
道路改良工事請負契約	令和2年度	230,000千円
緊急地方道路整備工事請負契約	令和2年度	415,000千円
通常砂防工事請負契約	令和2年度	120,000千円
通常砂防工事調査委託契約	令和2年度	8,000千円
総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和2年度	120,000千円
地すべり対策工事調査委託契約	令和2年度	146,500千円
急傾斜地崩壊対策工事請負契約	令和2年度	70,000千円
緊急地方道路整備(街路)工事請負契約	令和2年度	80,000千円
公園整備工事請負契約	令和2年度	450,500千円
土木施設等環境整備対策工事請負契約	令和2年度	71,000千円
道路維持調査委託契約	令和2年度	37,000千円
道路維持管理工事請負契約	令和2年度	200,000千円
道路維持管理委託契約	令和2年度	441,500千円

奥只見シルバーライン維持管理委託契約	令和2年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	令和2年度	7,000千円
舗装道維持修繕工事請負契約	令和2年度	141,000千円
道路改築整備工事請負契約	令和2年度	300,000千円
地域づくり基盤道路整備工事請負契約	令和2年度	400,000千円
防災・防雪施設維持修繕工事請負契約	令和2年度	10,000千円
道路安全施設工事請負契約	令和2年度	524,000千円
道路改善工事請負契約	令和2年度	165,000千円
道路防災対策工事請負契約	令和2年度	40,000千円
舗装道補修工事請負契約	令和2年度	736,000千円
防災・防雪施設補修工事請負契約	令和2年度	40,000千円
道路除雪付帯工事請負契約	令和2年度	277,000千円
道路融雪施設補修工事請負契約	令和2年度	122,000千円
道路融雪施設管理工事請負契約	令和2年度	48,000千円

橋りょう補修設計委託契約	令和2年度	30,000千円
こ線橋補修設計委託契約	令和2年度	10,000千円
河川調査委託契約	令和2年度	80,000千円
防災情報施設保守点検業務委託契約	令和2年度	55,000千円
河川維持工事請負契約	令和2年度	235,500千円
河川維持流量観測委託契約	令和2年度	3,000千円
河川海岸巡視委託契約	令和2年度	83,000千円
河川施設補修工事請負契約	令和2年度	100,000千円
河川管理施設操作委託契約	令和2年度	16,500千円
河川水質調査委託契約	令和2年度	10,000千円
河川整備工事請負契約	令和2年度	60,000千円
海岸維持工事請負契約	令和2年度	5,000千円
海岸施設補修工事請負契約	令和2年度	70,000千円
海岸整備工事請負契約	令和2年度	3,000千円

ダム堆砂測量委託契約	令和2年度	5,500千円	
ダム流木処理業務委託契約	令和2年度	4,000千円	
ダム堆積土浚渫工事請負契約	令和2年度	7,000千円	
ダム堆積土浚渫委託契約	令和2年度	6,500千円	
災害関連緊急調査委託契約	令和2年度	7,000千円	
砂防工事請負契約	令和2年度	35,000千円	
土砂災害・火山噴火緊急工事請負契約	令和2年度	80,000千円	
地すべり防止工事調査委託契約	令和2年度	9,000千円	
街路整備工事請負契約	令和2年度	95,000千円	
新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場及び新潟港万代島緑地管理協定	令和2年度から令和6年度まで	225,000千円	
港湾改修費工事請負契約	令和2年度	157,000千円	
港湾環境整備費工事請負契約	令和2年度	110,000千円	
港湾施設改良統合補助費工事請負契約	令和2年度	33,000千円	
港湾施設改良統合補助工事請負契約	令和2年度	216,000千円	

港湾海岸保全工事請負契約	令和2年度	224,000千円
港湾整備工事請負契約	令和2年度	39,500千円
廃棄物埋立施設工事調査委託契約	令和2年度	1,000千円
港湾維持修繕工事請負契約	令和2年度	65,000千円
港湾等調査委託契約	令和2年度	10,500千円
港湾維持管理委託契約	令和2年度	9,500千円
当直用寝具賃借契約	令和2年度	16,292千円
警察官用被服製造請負契約	令和2年度	46,982千円
施設補修工事請負契約	令和2年度	3,000千円
安全運転管理者講習委託契約	令和2年度	37,093千円
交通安全施設整備工事請負契約	令和2年度	200,000千円

2 変更		事項	補正		補正		説明	
			期	間	期	間		
		県道佐渡一周線(小野見川橋)仮設橋賃借契約	平成29年度から平成31年度まで		平成29年度から令和2年度まで	90,000千円	105,000千円	

第4表 地方債補正 1 変更										
起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	償還の方法
河川事業費	14,461,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	14,803,000			
砂防事業費	7,452,000	4,222,000					7,906,000			
治山事業費	3,988,000									
災害復旧事業費	2,724,000									
防災対策事業費	3,314,000									
合計	281,530,000						288,008,000			

令和元年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,069,263千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 1,057,596	千円 11,667	千円 1,069,263
	第4項 繰入金	227,368	11,667	239,035
歳入	合計	1,057,596	11,667	1,069,263

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	災害救助事業費		千円 1,053,096	千円 11,667	千円 1,064,763
		第1項 災害救助費	984,632	11,667	996,299
歳	出	合 計	1,057,596	11,667	1,069,263

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ396千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,159,952千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 14,160,348	△ 396	千円 14,159,952	
	第5項 繰入金	2,038,586	△ 396	2,038,190	
歳入	合計	14,160,348	△ 396	14,159,952	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費		13,903,184 千円	△	13,902,788 千円	
	第2項 建設費	6,360,965	△	6,360,569	
歳出	合計	14,160,348	△	14,159,952	

令和元年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	6,419,350	△ 897	6,418,453
第1項 営業費用	5,431,768	△ 897	5,430,871

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	1,041,619 千円	1,039,367 千円

令和元年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用水道事業費用	千円 3,889,751	千円 4,920	千円 3,894,671
第1項 営業費用	3,798,238	4,920	3,803,158

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度
新潟臨海工業用水道汚泥運搬処分等業務委託	令和2年度	千円 1,771,411

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 職	員 給 与 費	元	金額	変 更 金 額
			千円 434,186	千円 433,416

令和元年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用地造成事業費用	千円 1,416,582	千円 △ 305	千円 1,416,277
第1項 営業費用	1,407,296	△ 305	1,406,991

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 64,199	千円 63,894

令和元年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 病院事業費用	74,785,254	△ 21,867	74,763,387 千円
第1項 医療費用	73,061,964	△ 21,867	73,040,097

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	38,780,386 千円	38,758,519 千円

企業局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟臨海工業用水道汚泥の運搬及び処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）（以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

令和2年1月7日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

R元新工委2第6号新潟臨海工業用水道汚泥運搬・処分業務委託

(2) 調達案件の仕様及び需要数量

脱水汚泥（フレキシブルコンテナバック入り）運搬・処分

※当該脱水汚泥は、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。

需要数量 約25,000トン

需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。

その他、入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟市北区笹山東（新潟東港物流団地内）、新潟市北区笹山（新潟工業用水道事務所構内）及び受託者の処分施設ほか

(5) 入札方法

単価及び数量により入札に付する。

入札は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札を希望する数量（以下「落札希望数量」という。）により行うものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札における最少落札希望数量は、4,000トンとし、4,000トン未満の数量が記載された入札は無効とする。

2 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和2年1月7日（火）から令和2年1月16日（木）まで、企業局ホームページでダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kigyo/>

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(3) 問合せ等

入札説明書による。

(4) 現地確認の申込み

現地確認を希望する者は、事前に申込みを行うこと。申込み方法等については、入札説明書による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は単独の業者又は共同グループとし、次の要件を全て満たす者であること。なお、法人又は個人のいずれも入札に参加することができる。

(1) 共通の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項各号の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項各号の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者でないこと。
- エ 新潟県が発注する契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- オ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同グループの要件

入札説明書による。

(3) 単独の業者の要件

入札説明書による。

4 本件入札に係る競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和2年1月17日（金）午前9時から令和2年1月23日（木）午後5時まで、競争参加資格確認申請書及び添付書類を持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話：025-280-5565

- (2) 競争参加資格の確認結果については、令和2年1月29日（水）までに競争参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、通知後において、競争参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、競争参加資格を取り消す。

5 入札日時及び場所

- (1) 入札日時

令和2年2月7日（金）午後1時30分

- (2) 場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

- (3) 郵送による入札書類の受領期間、場所及び提出方法

令和2年1月30日（木）午前9時から令和2年2月6日（木）午後5時までの間に、上記4(1)に書留郵便の方法により、提出期間内必着で提出すること。

6 入札に要求される事項

入札者は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札希望数量を入札書に記載し、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を添付しなければならない。

なお、入札書に記載された金額と、内訳書に記載された金額の合計額とが一致しない場合は、当該入札は無効とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等、その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

7 入札保証金

入札時に、次の算式により算出して得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額の、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出しなければならない。

入札金額×落札希望数量×100分の110

8 契約保証金

- (1) 単独の業者の契約保証金については、契約金額（入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

- (2) 処分業を担う者と収集運搬業を担う者と構成される共同グループの場合

ア 処分業を担う者の契約保証金については、契約金額（内訳書の「処分」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

イ 収集運搬業を担う者各者の契約保証金については、入札書に記載した落札希望数量のうち、各者が担う運搬数量に契約金額（内訳書の「収集運搬」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。）を乗じて得た額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

なお、各者が担う運搬数量については、落札者決定後、別途処分業者あてに照会する。

9 落札者の決定方法

(1) 本入札は、特例政令第10条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札書に記載した落札希望数量の多い者を先順位の落札者として決定する。

(3) 落札となるべき同価、同落札希望数量の入札をした者が2人以上ある場合には、くじにより先順位の落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の入札数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかったものとする。

(5) 入札参加者が5者に満たないときは、特例政令第10条第11項の規定により、当該競争入札を取り消すことがある。

(6) 入札の結果、落札者のない場合は、特例政令第11条第1項の規定により、入札者のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者を見積もり合わせを行ったうえで、予定価格の制限内で随意契約により契約を締結する。

(7) 落札数量が必要数量に達しないときは、特例政令第10条第10項の規定により、需要数量に達するまで、入札者（落札した者を除く。）のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者を見積もり合わせを行ったうえで、最低落札単価の制限内で随意契約により契約を締結する。

その他は入札説明書による。

10 無効入札

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約の停止等

(1) 本調達サービスの契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(2) 落札者において、工水汚泥処理に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89号）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

(3) 排出事業者である新潟県において、工水汚泥処理に必要な協定等の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定等締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定等が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

12 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、3の(2)に記載のグループの構成員それぞれと収集運搬業務又は処分業務に係る契約を締結するものとする。ただし、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

13 その他

(1) 暴力団の排除

ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

(2) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争参加資格確認申請書等は返還しない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の定めるところによる。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Commissioned service for collection and treatment of water purification sludge of The Niigata East Port Logistics Complex and Niigata Industrial Water Supply Office:1 set

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. 23 January, 2020

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. 7 February, 2020

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

General Affairs Division

Bureau of Public Enterprise

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL:025-280-5565

E-mail:ngt300010@pref.niigata.lg.jp